

平成 21 年	4 月	1 日	制定
平成 22 年	1 月	12 日	改正
平成 22 年	8 月	16 日	改正
平成 22 年	11 月	17 日	改正
平成 23 年	2 月	1 日	改正
平成 24 年	10 月	1 日	改正
平成 25 年	9 月	9 日	改正
平成 26 年	4 月	1 日	改正
平成 28 年	8 月	1 日	改正
平成 30 年	4 月	1 日	改正
令和 1 年	10 月	1 日	改正
令和 2 年	8 月	1 日	改正

株式会社 CI 東海  
評価業務手数料規程

## 株式会社 CI 東海評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社 CI 東海評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 CI 東海(以下「当機関」という。)が実施する評価業務に係る評価手数料について必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価の評価手数料)

第2条 業務規程第7条に規定する設計住宅性能評価の評価手数料は、申請1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 一戸建て住宅・併用住宅(一戸建て)の設計住宅性能評価の評価手数料は、別表第1による。
- (2) 前号にかかわる変更設計住宅性能評価の評価手数料は、別表第2による。ただし、直前の設計住宅性能評価をした者が他機関の場合の評価手数料は、別表第1による。
- (3) 共同住宅等(一戸建て併用住宅を除く)の設計住宅性能評価の評価手数料は、別表第3による。
- (4) 前号にかかわる変更設計住宅性能評価の評価手数料は、別表第4による。ただし、直前の設計住宅性能評価をした者が他機関の場合の評価手数料は、別表第3による。

2 前項第3号及び第4号において発行する評価書を追加発行する場合は、それぞれの評価手数料に追加評価書発行手数料として次号の額を加算する。

- (1) 申請戸数50戸まで 申請戸数から1を減じた戸数に前項第3号にあつては10,000円、前項第4号にあつては4,000円を乗じた額
- (2) 申請戸数50戸を超える部分 50戸を超える戸数に前項第3号にあつては5,000円、前項第4号にあつては2,000円を乗じた額

3 前項各号の設計住宅性能評価にかかわる確認申請が他機関の場合は、それぞれの評価手数料に10,000円を加算する。

(建設住宅性能評価の評価手数料)

第3条 業務規程第13条に規定する建設住宅性能評価の評価手数料は、申請一件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 一戸建て住宅・併用住宅(一戸建て)の建設住宅性能評価の評価手数料は別表第5による。
- (2) 前号の変更建設住宅性能評価の評価手数料は、当該計画の変更にかかわる部分の直前の建設住宅性能評価を当機関が行っている場合は、別表第6、当機関以外の者が行っている場合は、別表第5による。
- (3) 共同住宅等(一戸建て併用住宅を除く)の建設住宅性能評価の評価手数料は、別表第7による。
- (4) 前号の変更建設住宅性能評価の評価手数料は、当該計画の変更にかかわる部分の直前の建設住宅性能評価を当機関が行っている場合は、別表第8、当機関以外の者が行っ

いる場合は、別表第7による。

(5) 検査回数が4回を超える場合、検査回数1回増すごとに30,000円を加算する。

2 前項第3号及び第4号において発行する評価書を追加発行する場合は、それぞれの評価手数料に追加評価書発行手数料として次号の額を加算する。

(1) 申請戸数50戸まで 申請戸数から1を減じた戸数に前項第3号にあつては13,000円、前項第4号にあつては4,000円を乗じた額

(2) 申請戸数50戸を超える部分 50戸を超える戸数に前項第3号にあつては8,000円、前項第4号にあつては2,000円を乗じた額

3 設計住宅性能評価書を他機関の者が交付している場合の建設住宅性能評価の評価手数料は、前2項によるほか、次号の額を加算する。

(1) 一戸建て住宅・併用住宅（一戸建て）は、10,000円

(2) 共同住宅等（一戸建て併用住宅を除く）は、57,000円

（愛知県以外の区域の割増手数料等）

第4条 岐阜県、静岡県、及び三重県の区域にあつては、第3条に定める申請手数料のほか、検査回数1回につき別表第9に掲げる「割増手数料」を加算する。

（評価料金の減額）

第5条 当機関は、業務規程第28条に定める要件に該当する場合は、別表第10に掲げる減額率の範囲内で、第2条及び第3条に定める評価手数料の額を、別に定めることができる。

（評価料金の返還）

第6条 当機関は、評価業務規程第17条第1項による、返還される評価手数料は、建設住宅性能評価において、未検査の数に応じ、一戸建て住宅は別表第6の金額を乗じた額を、共同住宅等は別表第8の金額を乗じた額を返還する。

（住宅性能評価書の再交付等の手数料）

第7条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、同第7条第4項及び第5項に基づき、住宅性能評価書の再交付等を行う場合の手数は、1通につき4,000円（税込金額）とする。

（附則）

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年1月12日より施行する。

この規程は、平成22年8月16日より施行する。

この規程は、平成22年11月17日より施行する。

この規程は、平成23年2月1日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成25年9月9日より施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

## 業務手数料規程別表（税抜金額）

### 設計住宅評価

手数料① 住宅型式性能認定の住宅及び型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅

手数料② ①以外の住宅

#### 別表第1 設計住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	手数料①の額（円）	手数料②の額（円）
一戸建て住宅 併用住宅（一戸建て）	200 m <sup>2</sup> 未満	36,000	43,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	41,000	57,000
※他機関で確認申請済の場合は上記手数料に10,000円を加算する。			

#### 別表第2 変更設計住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	手数料①の額（円）	手数料②の額（円）
一戸建て住宅 併用住宅（一戸建て）	200 m <sup>2</sup> 未満	19,000	24,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	22,000	27,000
※直前の設計住宅性能評価をした者が他機関の場合上記手数料は別表第1の額とする。			

#### 別表第3 設計住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	手数料①の額（円）	手数料②の額（円）
共同住宅等	200 m <sup>2</sup> 未満	36,000	43,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	41,000	57,000
※他機関で確認申請済の場合は上記手数料に10,000円を加算する。 ※上記手数料に下記の追加評価書発行手数料を加算する。 (1) 申請戸数50戸まで 申請戸数から1を減じた戸数に10,000円を乗じた額 (2) 申請戸数50戸を超える部分 50戸を超える戸数に5,000円を乗じた額			

#### 別表第4 変更設計住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	手数料①の額（円）	手数料②の額（円）
共同住宅等	200 m <sup>2</sup> 未満	19,000	24,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	22,000	27,000
※上記手数料に下記の評価書発行手数料を加算する。 (1) 申請戸数50戸まで 申請戸数から1を減じた戸数に4,000円を乗じた額			

(2) 申請戸数 50 戸を超える部分 50 戸を超える戸数に 2,000 円を乗じた額  
 ※直前の設計住宅性能評価をした者が他機関の場合上記手数料は別表第 3 の額とする。

建設住宅評価

手数料① 住宅型式性能認定の住宅及び型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅  
 手数料② ①以外の住宅

別表第 5 建設住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	検査回数	手数料①の額（円）	手数料②の額（円）
一戸建て住宅 併用住宅（一 戸建て）	200 m <sup>2</sup> 未満	3 回	69,000	—
		4 回	88,000	95,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	3 回	85,000	—
		4 回	109,000	114,000

※検査回数が 4 回を超える場合、検査回数 1 回増すごとに 30,000 円を加算する。  
 ※他機関の設計住宅性能評価書の場合は上記手数料に 10,000 円を加算する。

別表第 6 変更建設住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	検査 1 回当りの変更 手数料①の額	検査 1 回当りの変更 手数料②の額
一戸建て住宅 併用住宅（一戸建 て）	200 m <sup>2</sup> 未満	14,000	14,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	19,000	19,000

※直前の建設住宅性能評価をした者が他機関の場合上記手数料は別表第 5 の額とする。

別表第 7 建設住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	検査回数	手数料①の額（円）	手数料②の額（円）
共同住宅等	200 m <sup>2</sup> 未満	3 回	69,000	—
		4 回	88,000	95,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	3 回	85,000	—
		4 回	109,000	114,000

※検査回数が 4 回を超える場合、検査回数 1 回増すごとに 30,000 円を加算する。  
 ※上記手数料に下記の追加評価書発行手数料を加算する。  
 (1) 申請戸数 50 戸まで 申請戸数から 1 を減じた戸数に 13,000 円を乗じた額  
 (2) 申請戸数 50 戸を超える部分 50 戸を超える戸数に 8,000 円を乗じた額  
 ※他機関の設計住宅性能評価書の場合は上記手数料に 57,000 円を加算する。

別表第 8 変更建設住宅性能評価手数料（税抜金額）

種別	床面積の合計	検査 1 回当りの変更 手数料①の額	検査 1 回当りの変更 手数料②の額
共同住宅等	200 m <sup>2</sup> 未満	14,000	14,000
	200 m <sup>2</sup> 以上	19,000	19,000
<p>※上記手数料に下記の追加評価書発行手数料を加算する。</p> <p>(1) 申請戸数 50 戸まで 申請戸数から 1 を減じた戸数に 4,000 円を乗じた額</p> <p>(2) 申請戸数 50 戸を超える部分 50 戸を超える戸数に 2,000 円を乗じた額</p> <p>※直前の建設住宅性能評価をした者が他機関の場合上記手数料は別表第 7 の額とする。</p>			

別表第 9 愛知県以外の区域の割増手数料 (税抜金額)

割増手数料	岐阜県		三重県		静岡県	
0	岐阜市 羽島市 各務原市 可児市 多治見市 海津市 土岐市	岐南町 笠松町 安八町 輪之内町 坂祝町	桑名市 四日市市 鈴鹿市 いなべ市 津市 松阪市 亀山市 伊賀市 名張市	木曾岬町 朝日町 川越町 東員町 菰野町	湖西市	
5,000	大垣市 瑞穂市 瑞浪市	神戸町 北方町	伊勢市 鳥羽市 志摩市	明和町 多気町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	浜松市 磐田市 袋井市 掛川市 菊川市	森町
20,000	本巣市 山県市 美濃市 関市 美濃加茂市 恵那市 中津川市	垂井町 関ヶ原町 揖斐川町 池田町 大野町 養老町 富加町 川辺町 八百津町 御嵩町	尾鷲市 熊野市	紀北町 御浜町 紀宝町	島田市 藤枝市 焼津市 牧之原市 御前崎市	吉田町

30,000	その他市町村 (都市計画区域内)	—	その他市町村 (都市計画区域内)
--------	---------------------	---	---------------------

※ 建築基準法第7条の2第1項の検査又は同法第7条の4第1項の検査、及び公庫証券化支援住宅に係る検査を同時に行う場合には必要ありません。

※ 同一申請者の複数物件を同時検査可能（近傍地に限る）な場合は、割増料1件分とします。

※ 宿泊を要する遠隔地は上記割増手数料+日当30,000円（税抜金額）を加算します。

別表第10 業務規程第28条各号に定める評価料金の減額率

号	評価料金を減額するための要件	設計住宅評価	建設住宅評価
		最大減額率	最大減額率
(1)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表第一又は別表第三のとおり	別表第五又は別表第七のとおり
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表第一又は別表第三のとおり	別表第五又は別表第七のとおり
(3)	設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	—	—
(4)	建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。	—	—
(5)	年間、概ね100件以上の住宅性能評価の申請が見込める場合で、住宅性能評価が効率的に実施できると判断される時。	30%	30%
(6)	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価が効率的に実施できると判断される時。	10%	—
(7)	住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法13条の業務に係る住宅の審査又は証券化支援住宅に係る検査を行うとき。	—	—



(8)	一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	10%
(9)	あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。	—	—
(10)	地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	30%	—
(11)	その他評価業務が効率的に実施できると判断される場合。	5%	5%
※ 該当する要件が複数ある場合は、加算することができる。この場合、最大減額率は40%とする。			

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、同第7条第4項及び第5項に基づき、住宅性能評価書の再交付等を行う場合の手数料は、1通につき4,000円(税込金額)とします。